

プロジェクト 税効果会計

項目 財務諸表作成者に対する意見聴取（アウトリーチ）の概要

本資料の目的

1. 本資料は、前回の企業会計基準委員会（2015 年 4 月 7 日開催）及び第 18 回税効果会計専門委員会（2015 年 4 月 6 日開催）及びの後に行われた財務諸表作成者に対する意見聴取（アウトリーチ）に関し、その概要を報告するものである。なお、適用時期等、コメント募集期間及び注記事項に関する論点については、当該アウトリーチにおいて聞かれた意見を踏まえ、審議事項(1)-3、(1)-4 及び(1)-5 において検討している。

財務諸表作成者に対するアウトリーチの概要

2. 財務諸表作成者（約 30 名）に対し、4 月 15 日にアウトリーチを実施した。
3. アウトリーチにおいて、以下の意見が聞かれた。

適用時期等に関する検討

（累積的影響額を期首の利益剰余金等に加減することについて）

- (1) 会計上の見積りの変更該当しないから会計方針の変更該当するという二者択一ではない。繰延税金資産は洗い替えされるものであるから、適用指針案の適用による影響は各会計期間の回収可能性の判断に反映され、当期純利益に含まれるのが自然である。
- (2) 税制改正により税効果会計に適用される税率が変更された場合の影響が当期純利益に反映される取扱いと適用指針案の適用初年度の取扱いとを整合させるべきである。適用指針案の適用による影響を当期純利益に反映させれば、年度末からの早期適用に関連する問題点も解消すると考えられる。
- (3) 適用指針案の個別の条項ごとに会計方針の変更かどうかを区分することは困難であり、全体についてまとめて取扱いを決定することが適切である。
企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「遡及基準」という。）の解釈に留まらず、適用指針案の適用による影響を当期純利益に反映させることのメリット及びデメリットを分析することが必要ではないか。繰延税金資産は全体が見積りであり、その算定基礎の変更の影響が利益方向であるか費用方向であるかにより取扱いが異なることのないようにすべきである。
- (4) 適用指針案の適用を会計方針の変更として取扱うことは理解するが、適用指針

案の適用がルールの変更と言えるかどうかは明確ではないことを踏まえると、経過的な取扱いにおいて期首の利益剰余金等に加減しない取扱いとすることは可能と考えられる。

(年度末からの早期適用について)

- (5) 適用指針が最終化された時点で直ちに適用し、その影響を当期純利益に反映させることが適切と考えているため、年度末からの早期適用は認めるべきである。
- (6) 期首への遡及に関する監査が困難という意見があるとのことであるが、一般的に、遡及基準の原則どおりに遡及適用を行う場合、過去に入手可能であった情報と事後的に入手した情報の区分が必要となる。今回の期首への遡及について監査対応が困難とは考えられない。
- (7) 米国において旧 SFAS109「法人所得税の会計」が遡及適用された際には、中規模や小規模の企業も含めて遡及に関する監査対応ができたと考えられる。そのため、今回の適用指針において監査対応に困難が生じることはないと考えられる。

コメント募集期間

- (8) コメント期間中に夏季休暇を含んでいた「修正国際基準（案）」のコメント募集期間は3ヶ月であった。適用指針案をできるだけ早く最終化して企業の実態をより適切に反映させることが重要であることから、2ヶ月とすべきである。

注記事項に関する検討

- (9) 今回の適用指針案において回収可能性に関する注記事項を追加する提案を行わないことは適切である。この提案に異論が出ているのは、税効果会計に関する全体のスケジュールが明確でないことが理由の1つと考えられる。
- (10) コメント募集においてミスリードするおそれがあるため、コメント募集及び公開草案の概要（案）に「注記事項に関する論点の検討状況」に係る別紙は適切ではないと考えられる。例えば、「全般的な見直し」の記載は見直してはどうか。
また、「注記事項に関する論点の検討状況」に係る別紙におけるIFRSに関する記載が正確か。IFRSについては規定のみ記載することが適切ではないか。

以上